

川崎市自転車等駐車場管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が設置する自転車等駐車場（以下「市営自転車等駐車場」という。）の管理運営に関し、川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号、以下「条例」という。）及び川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和62年川崎市規則第77号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び規則で使用する用語の例による。

(定期利用の手続き)

第3条 市営自転車等駐車場の定期利用の募集期間等は、指定管理者が定めることとする。

(定期利用者の決定方法)

第4条 指定管理者は、定期利用の募集において、当該市営自転車等駐車場の収容能力を超える利用の申請があったときは、抽選その他の方法により利用者を決定することができる。

(補欠登録)

第5条 市営自転車等駐車場の収容能力を超える利用の申請があるため、定期利用の決定を得られない者は、補欠として登録することができる。

2 指定管理者は、前項の補欠登録をした者が当該市営自転車等駐車場を利用できることとなった場合は、補欠登録の順位にそって利用の申請を行うよう当該補欠登録者へ通知するものとする。

(定期利用の利用の制限)

第6条 指定管理者は、次の各号の一に該当する場合は、市営自転車等駐車場の定期利用を断ることができる。

(1) 定期利用者の住所又は通勤先若しくは通学先等が、駅からおおむね1キロメートル以内の距離にあるとき。

(2) その他市長が特に必要があると認める場合。

(定期利用券等の再発行)

第7条 定期利用者は、定期利用券等を紛失又は毀損したときは、速やかに定期利用券等の再発行を受けなければならない。

(住所等の変更の届け出)

第8条 定期利用者は、住所、氏名、電話番号、勤務先又は対象自転車等を変更したときは、指定管理者に届けなければならない。この場合において、対象自転車等の種類を変更することはできない。

(定期利用券の譲渡等の禁止)

第9条 定期利用者は、定期利用券を第三者に譲渡し又は転貸してはならない。

(市の免責事項)

第10条 市営自転車等駐車場において、震災、風水害等の天災、火災、盗難その他直接市の責任に帰することができない事故により損害が生じても、市は、その責めを負わない。

附 則

この要綱は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。